

全国消費実態調査規則の一部を改正する省令について

1 趣旨

全国消費実態調査（統計法（平成19年法律第53号）に基づく基幹統計調査（基幹統計「全国消費実態統計」を作成するための調査））は、全国消費実態調査規則（昭和59年総理府令第23号）の定めるところにより、全国及び地域別の世帯の所得分布、消費の水準及び構造等に関する基礎資料を得ることを目的として、昭和34年の第1回調査以来5年ごとに実施している。

本調査を平成31年に実施するに当たり、基幹統計名及び基幹統計調査名を変更することに伴う所要の改正を行うものである。

なお、本改正は、用語の整理のみであり、行政手続法（平成5年法律第88号）第39条第4項第8号に該当することから、意見公募手続を行わない。

2 改正の概要

基幹統計名及び基幹統計調査名をそれぞれ「全国消費実態統計」から「全国家計構造統計」、「全国消費実態調査」から「全国家計構造調査」に変更することに伴い、題名、統計名及び調査名の改正を行う。

3 スケジュール

平成31年3月14日公布・施行